

# 判例研究

## 〔商法 六二一〕

### 不正会計および違法配当につき代表取締役の責任を否定した事例（リソー教育事件）

東京地判平成三〇年三月二十九日  
平成二八年(ワ)三〇六〇六号（確定）、損害賠償等請求（株主代表訴訟）  
事件  
判例時報二四二六号六六頁、資料版商事法務四二二号三三頁

〔判示事項〕  
一 代表取締役が不正会計の事実またはその兆候を知っていたとは認められず、当該代表取締役に監視義務違反があったとは認められない。

二 代表取締役が整備した内部統制システムは、会社の事業の内容、規模等に照らして、通常想定される不正行為を防止し得る程度の機能または有用性を備えていたといふべきである。

三 代表取締役が、監査役会や監査法人の監査を経た財務諸表等に基づいて作成された配当議案等に経理上の不正

があることを発見することは困難であったため、当該代表取締役に、剰余金の配当等が分配可能額を超えることについての注意義務違反は認められない。

#### 〔参照条文〕

会社法四二三条一項、四六二条一項二項

#### 〔事実〕

A株式会社（訴外）は、学習塾の経営等の事業を行うことを目的とする、東証一部上場の株式会社（取締役会設置会社、監査役会設置会社かつ会計監査人設置会社）である。A社では、少なくとも三名の社外監査役を含む四名の監査

役を選任しており、そのうち一名は公認会計士の資格を、二名は税理士の資格を有していた。

Y（被告）は、A社の代表取締役であり、平成一六年頃から、講師の管理や教室の運営等の既存事業の経営を、取締役副社長であったB（訴外）に、また、財務会計を含む管理業務を専務取締役であったC（訴外）にそれぞれ委ね、自らは新規事業の立ち上げに注力していた。

A社の会計監査人であったD監査法人（訴外）は、平成一九年二月期の監査において、A社に対し、次期に実施する予定の授業の売上を先取りして計上する方法（以下「平成一九年不正会計の手法」という）等により、約六億円の売上が不正に計上されている旨を指摘した。Yは、B、Cおよび各地域のブロック長に対するヒアリングや、D監査法人からの報告を踏まえて、BおよびCは上記不正計上に関与していないものと判断し、これに関与したブロック長を、降格または減給処分とした。さらに、Yは再発防止委員会（委員は、Bが委員長、Cが副委員長、E監査法人〔訴外〕に所属する公認会計士）を設置し、売上計上の基礎となる授業実施数を正確に管理集計するコンピュータ・システム（以下「本件システム」という）を導入する等の措置を講じた。Yは、本件システム導入後も、経理部門担

当役員等に、同システムの運用状況を確認するなどした。同システム導入により、平成一九年不正会計の手法を用いた売上上の不正計上はできなくなった。

ところが、A社では、平成二〇年二月期以降、平成二六年二月期の第三・四半期までの各期において、少なくともC、および常務取締役F（訴外）の指示または黙認のもとで、本件システムによっても防ぐことができない手法（以下「本件不正会計の手法」という）により、売上を不正に計上する不適切な会計処理が行われるようになった（以下「本件不正会計」という）。

この間、平成一九年二月期から新たにA社の会計監査人となったE監査法人は、売上計上の減額修正などの指導を、A社に対して複数回行った。これらのE監査法人からの指導等については、現場で教室運営や財務会計を担うBおよびCが対応していた。

Yは、平成二五年二月頃、売上の不適切な計上を告発する匿名の手紙を受領したため、Cに調査を命じた。これを受けて、CはFに調査させたところ、売上の不適切計上の事実が確認され、Fから、手紙の内容は事実であり問題となっている売上の計上を取りやめた旨の報告書の提出を受けた。しかし、Cは、Yに対してはこれを提出せず、前記

告発について調査したが問題はなかった旨の虚偽の報告を行った。また、A社においては、売上高等を確認する機会として教室別の経営分析会議が開催されていたものの、上記会議においてYに報告された売上高等の数値は改ざんされたものであった。

A社は、平成二五年一月二六日、証券取引等監視委員会の立入調査を受け、本件不正会計が発覚した。A社は、平成二六年四月一八日、金融庁長官から四億一四七七万円の課徴金納付命令を受け、これを国庫に納付した。

A社の取締役会は、平成二一年二期から平成二六年二期期にかけて、期末配当、中間配当または自己株式の有償取得を実施する旨決議した（以下、これらの決議に基づく剰余金の配当と自己株式の有償取得とをあわせて「本件剰余金の配当等」という）。Yは、これらの取締役会に出席し、各決議にいずれも賛成した。

A社は、G法律事務所（訴外）の弁護士らに対して、同社およびその連結子会社等の取締役、監査役および会計監査人に対する責任追及訴訟の提起についての方針を照会した。前記弁護士らは、CおよびFに対しては任務懈怠に基づく責任追及をすべきであるが、Yに関しては、内部統制システム構築および運用の義務違反を認めることはできず、

法的な責任を追及することは難しい旨を記載した意見書（以下「本件意見書」という）を、A社の監査役会に提出した。A社は、平成二七年五月八日、本件意見書を踏まえ、CおよびFに対し、任務懈怠に基づく損害賠償請求訴訟（以下「前件責任追及訴訟」という）を提起した。CおよびFは、平成二八年三月二三日に請求を認諾し、前件責任追及訴訟は終了した。

本件提訴請求の六か月前から継続してA社の株式一〇〇株を保有するX（原告）は、Yには本件不正会計の事実または兆候を知りながら、これを放置して適切な対処を怠った責任、内部統制システム構築義務を怠った任務懈怠責任、および違法配当等に係る責任があると主張して、前記課徴金の納付および違法配当に係る損害（四九億円余）の賠償を求める株主代表訴訟を提起した。

## 〔判旨〕

### 請求棄却

(1) 「……Yが、本件不正会計の事実又はその兆候を知っていたということはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。そうすると、Yが本件不正会計の事実又はその兆候を知っていたにもかかわらずこれを黙認した旨の

Xの主張は、その前提を欠くものといわざるを得ず、Yに監視義務違反があるというとはできない。」

(2) 「整備すべき内部統制システムの内容については、当該会社の規模、事業内容その他の事情によって左右されるものであるから、会社経営の専門家である取締役に広い裁量を与えられているというべきであり、代表取締役は、原則として、通常想定される不正行為を防止し得る程度の管理体制を整えれば足り、不正行為が通常容易に想定し難い方法によるものであった場合には、代表取締役において、不正行為の発生を予見すべきであったという特別な事情がない限り、当該代表取締役に、不正行為を防止するためのリスク管理体制を構築すべき義務に違反した過失があるというとはできないものと解するのが相当である(最高裁判所平成二〇年(受)第一六〇二号同二一年七月九日第一小法廷判決・裁判集民事二三一号二四一頁)。

……Yは、平成一九年……売上げの不正計上を知った直後から、B及びC並びに各ブロック長から事情を聴取し……ブロック長を処分するとともに……再発防止委員会を設置させ……本件システムを導入したこと、本件システムを導入後、平成一九年不正会計の手法を用いた売上げの不正計上はできなくなったこと、……本件不正会計は……平

成一九年に発覚した不適切な会計処理とは全く異なる要因に基づいて発生したものであることが認められ……、これらの事情を考慮すれば、本件システムを導入した当時において、本件不正会計の手法を用いて不正会計が行われるということは通常想定されるものではなく、Yが導入した本件システムは、平成一九年の売上げの不正計上が発覚した当時に想定された不正行為を防止する程度の機能を有していたというべきである。

のみならず、Yが、……内部監査室の体制を強化して内部監査室長一名を配置し……従業員に対する研修等において平成一九年の不適切な会計処理に言及し……目安箱を設置……することなどの措置を採った……。

以上の……事実に加え、A社においては、平成一九年以前から社外監査役による監査体制や文書の保存体制等が整備され……、Yが本件不正会計の事実又はその兆候を知ることができず、上記体制を更に強化すべき状態にあったとはいえない……から、これらの事情も併せ考慮すると、Yの整備した内部統制システムは、A社の事業の内容、規模等に照らして、通常想定される不正行為を防止し得る程度の機能ないし有用性を備えていたというべきである。」

(3) 「本件剰余金の配当等はいずれも分配可能額を超

えて行われたものと推認される。

……Yは平成一九年の売上げの不正計上の発覚を受け、その当時において通常想定される不正行為を防止し得る程度の機能ないし有用性を備えた内部統制システムを整備したこと、本件不正会計は……本件システムでは対処し得ない手法を用いて実行されたこと、売上げの不適切な計上を告発する匿名の手紙についても、CがYに対して問題はなかった旨の虚偽の報告を行い、情報が伝わるのを遮断していたこと……も併せ考慮すると、Yは、本件不正会計の事実を知らなかったというべきである。

……A社においては……公認会計士や税理士の資格を有する三名の社外監査役を含む四名の監査役が選任され、監査業務に当たっていたこと、財務諸表等について会計監査人による監査が行われていた上、……再発防止委員会の委員を務め、本件システムの設計にも助力したE監査法人が会計監査人となったこと……D監査法人からE監査法人への監査業務の引継ぎが円滑に行われ、Yは同監査法人から監査に問題があるなどの報告を受けたことがなかったこと……経営分析会議……においてYに報告された売上高等の数値は改ざんされたものであったこと……を考慮すれば、財務会計を含む管理業務をCに委ねて新規事業の立ち上げ

に注力していたYが、監査役会や監査法人の監査を経た財務諸表等に基づいて作成された配当議案等に経理上の不正があることを発見することは困難であったというべきであり、Yには、本件剰余金の配当等が分配可能額を超えることについての注意義務違反はなかったものというべきである。

そうすると、Yは「その職務を行ううについて注意を怠らなかつた」（会社法四六二条二項）といえるから、Yの会社法四六二条一項の責任は認められない。」

## 〔研究〕

### 一 本判決の位置付け

本件は、A社の株主であるXが、同社でなされた本件不正会計をめぐって、代表取締役Yの責任を追及する代表訴訟事件である。本件では、Yが監視義務違反または内部統制システム構築義務違反に基づき、会社法四二三条一項の責任を負うか否かが争われた。また、分配可能額を超えて、本件剰余金の配当等が行われたことにつき、Yが会社法四六二条一項の責任を負うか否かが争われた（その他の争点は省略する）。裁判所は、前者について判旨（1）（2）のように、後者について判旨（3）のように、それぞれ述べ

ていずれについても責任を否定した。

事案の特徴としては、① Y は財務会計を含む管理業務を他の取締役へ委ね、自らは新規事業の立ち上げに注力していたこと、② A 社では、過去に不正会計が行われたことがあり、Y はそれについては一定の措置を講じたが、本件不正会計は、取締役 C および F の指示または黙認のもと、それとは異なる手法でなされたこと、③ 本件不正会計が行われていた期間に、A 社は E 監査法人から複数回指導を受けたが、B および C が対応しており、Y はそれを知らなかったこと、④ 匿名の手紙の受領を契機に行われた調査や、売上高を確認する機会としての経営分析会議でも、Y は虚偽の報告を受けており、本件不正会計の事実が Y に伝わることはなかったこと、⑤ A 社では、公認会計士一名、税理士二名の社外監査役を含む、四名の監査役が監査にあたっており、会計監査人による会計監査が行われていたことが挙げられよう。

裁判所は、大会社である取締役会設置会社において整備すべき内部統制システムの内容については、取締役に応じた裁量を与えられているとすべきであると判示した(判旨(2))。同旨を判示したものとして、大阪高判平成一八年六月九日判例時報一九七九号一一五頁(ダスキン事件)、

東京高判平成二〇年五月二二日金融・商事判例一二九三号一二頁(ヤクルト本社事件)があり、この点は目新しいものではない。

内部統制システム構築義務違反の有無につき、裁判所は、最判平成二二年七月九日判例時報二〇五五号一四七頁(以下「日本システム技術事件最高裁判決」という)を引用しつつ、①通常想定される不正行為を防止し得る程度の管理体制を整えたか否か、および、②通常容易に想定し難い方法による不正行為があった場合には、その発生を予見すべきであった特別な事情があるか否かという、二段階の判断基準を示した(判旨(2))。

日本システム技術事件において、最高裁は、①従業員による架空売上計上の手法が、通常容易に想定しがたいこと、②過去に同様の手法による不正行為が行われたことがあるなど、代表取締役が不正行為の発見を予見すべきであった特別な事情も見当たらないこと、および、③監査法人が財務諸表につき適正意見を表明していたことなどを理由に、財務部におけるリスク管理体制が機能していなかったといえないとして、代表取締役には、不正行為を防止するためのリスク管理体制を構築すべき義務に違反した過失があるということはできないと結論付けた(なお、同最判に

う「リスク管理体制」は、内部統制システムと同義であると解される。松井秀征「判批」私法判例リマックス四一号〔二〇一〇年〕八七頁、高橋陽一「判批」商事法務一九九三号〔二〇一三年〕五四頁。そこで、以下では、呼称を「内部統制システム」に統一する。

また、日本システム技術事件は、会社の不法行為責任（会社法三五〇条）の成否が問題となったものであった。その後、東京地判平成二一年一月二日判例時報二〇六四号一三九頁（日経新聞インサイダー事件）、東京地判平成二七年四月二三日金融・商事判例一四七八号三七頁（JR東日本信濃川事件）、東京地判平成二八年七月二八日金融・商事判例一五〇六号四四頁（東芝事件）などが、会社法四二三条一項（平成一七年改正前商法が適用になる事案においては、同法二六六条一項五号）に基づく責任の成否について、日本システム技術事件最高裁判決を踏襲した判断を行っている（田澤元章「内部統制システムの構築・運用と取締役等の監視義務・信頼の原則」石山卓磨〔監修〕『検証判例会社法』（財經詳報社、二〇一七年）三七六頁、岩本文男「取締役の内部統制システム構築義務について」近畿大学法科大学院論集一四号〔二〇一八年〕一一〇～一一二頁、弥永真生「判批」ジュリスト一五三九号〔二〇一

九年〕一一九頁）。しかし、これらの下級審判決は、日本システム技術事件最高裁判決の判断枠組を、一般論の形で述べるものではなかった。

本判決は、判旨（2）で、日本システム技術事件最高裁判決に沿った判断枠組を、初めて一般論の形で述べた点に特徴があるといえよう（本判決以降、同最判に沿った判断基準を採用していると思われる裁判例として、東京地判平成三〇年九月二八日LEX/DB文献番号25357108がある）。判旨（3）に関して、分配可能額を超えた剰余金の配当および自己株式の有償取得につき、「職務を行うについて注意を怠らなかつた」（会社法四六二条二項）か否かが争われた事件としては、東京高判令和元年五月一六日判例時報二四五九号一七頁（オリンパス事件、原審東京地判平成二九年四月二七日資料版商事法務四〇〇号一九頁）がある。また、平成一七年改正前商法下で違法配当責任（同法二六六条一項一号二項三項）が追及された例として、大阪高判平成二五年一月二六日LEX/DB文献番号25349186（三洋電機事件）がある。

三洋電機事件において、大阪高裁は、会計の専門家である会計監査人（公認会計士）の判断に従ったことはやむを得ないとし、配当可能利益の算出、その前提となる関係会

社株式の評価、貸倒引当金および関係会社損失引当金の計上に係る判断については、財務・経理部門の担当取締役の判断を信頼することが許され、担当取締役の判断について疑義を抱くべき特段の事実関係は認められないと判示し、取締役・監査役に過失があったとは認められないとして、責任を否定した。本判決も、Yの責任を否定するうえで、財務諸表に係る監査役会や監査法人の監査が行われていたことに着目しており、この点は三洋電機事件判決と整合的である。ただし、本判決は、これに加えて、Yが、通常想定される内部統制システムを整備していたことにも着目しており（弥永〔前掲〕一二〇頁）、特徴的である。

以下では、監視義務違反の有無、内部統制システム構築義務違反の有無、および違法配当責任（会社法四六二条一項）の成否の順に、本判決の妥当性を検討する。

## 二 監視義務違反の有無（判旨（一））

Xは、Yが本件不正会計の事実または兆候を知りながら、これを放置して適切な対処を怠ったとして、善管注意義務・忠実義務違反の責任を免れないと主張した。裁判所は、Yが本件不正会計の事実または兆候を知っていたという点とはできないと認定し、Xの主張はその前提を欠き、Yに

監視義務違反があるということとはできないと結論付けた。

先行評釈においては、内部統制システムが外形上問題なく機能している場合には、疑念を差し挟むべき特段の事情がない限り、他の取締役がその報告通りに職務を遂行しているものと信頼することが許されるという、いわゆる信頼の権利を前提とした判断であると評価するものがある（岡田陽介「判批」新・判例解説 Watch 商法 No.132（二〇二〇年）一三一頁）。すなわち、裁判所は、A社が整備した内部統制システムのもと、取締役BおよびCが、その報告通りに職務を遂行しているとYが信頼していたため、Yに監視義務違反はないという判断をしたものとする（岡田〔前掲〕一三二頁）。

会社が構築した内部統制システムが適切に機能しているときは、違法な業務執行がなされていることが疑われる特段の事情がない限り、取締役は監視義務の履行にあたって、他の取締役の職務執行が適法に行われていると信頼することが許されると解される（信頼の権利や、信頼の原則と呼ばれる。大阪地判平成二二年九月二〇日判例時報一七二二一号三頁〔大和銀行事件〕、森本滋〔稿〕岩原紳作〔編〕『会社法コンメンタール9』（商事法務、二〇一四年）二五七―二五八頁、伊勢田道仁『内部統制と会社役員の法的責



任』(中央経済社、二〇一八年)九五頁)。信頼の原則は、特別な権利や抗弁ではなく、取締役の職務内容を画するための原則であると解される(中村直人『ケースから考える内部統制システムの構築』(商事法務、二〇一七年)九六〜九八頁。伊勢田〔前掲〕九五頁は、取締役の行動準則から導かれる法理であるとする)。

仮に、Yが本件不正会計の事実または兆候を知りながら放置した場合には、Yはこの点についての個別的な監視義務違反の責任を免れず(森本〔前掲〕二五七頁参照)、信頼の原則は問題にならない。Xは、判旨(1)対応部分において、Yが本件不正会計の事実または兆候を知りながら放置したと主張していることから、ここでXが問題としているのは、本件不正会計をめぐる個別的な監視義務違反であると思われる。そして、判旨(1)は、Yが本件不正会計の事実または兆候を知っていたということはできないとして、Xの主張はその前提を欠くとした。仮に信頼の原則を前提として、Yの監視義務違反の有無を判断するのであれば、内部統制システムが適切に機能していたか否か、および、違法な業務執行がなされていることが疑われる事情の有無を審査するはずであるが、判旨(1)はこれらに言及していない(これらは、判旨(2)において審査されて

いる)。したがって、判旨(1)は、信頼の原則が妥当であることを理由として監視義務違反を否定したわけではない。

### 三 内部統制システム構築義務違反の有無(判旨(2))

#### (一) 総説

内部統制システムの構築は、取締役の職務の一内容であり、取締役はこれにつき善管注意義務を負うと解される(中村〔前掲〕二八頁、伊勢田〔前掲〕三六頁、三浦治「判批」金融・商事判例一五八二号(二〇二〇年)一〇頁)。

本判決は、大会社である取締役会社設置会社において整備すべき内部統制システムの内容については、「会社経営の専門家である取締役に広い裁量を与えられている」というべきであると判示し、それに続けて、日本システム技術事件最高裁判決を引用して、Yが通常想定される不正行為を防止し得る程度の機能または有用性を備えた内部統制システムを整備していたか否か、および、不正行為の発生を予見すべき特別な事情があったか否かに着目して、内部統制システム構築義務違反の有無を審査するとその基準を示した。本件において日本システム技術事件最高裁判決を引用することの妥当性、および、A社における内部統制システムのことの機能または有用性についての、裁判所の評価の妥当性に

いて、順に検討する。

(二) 不法行為責任における過失要件と任務懈怠要件

日本システム技術事件は、取締役の第三者に対する不法行為責任における、過失の有無が争われたものであり、この点で特殊性を有する(松井〔前掲〕八八～八九頁、高橋〔前掲〕五六頁)。そこで、取締役の会社に対する任務懈怠責任が問題となる本件において、同最判の文言を単純に引用してよいかには疑問があるとするものがある(三浦〔前掲〕一三頁注15)。

不法行為責任における過失は、予見可能性に基づく結果回避義務違反として理解される(平井宜雄『債権各論Ⅱ』〔弘文堂、一九九二年〕二七頁以下)。そして、学説においては、不法行為法における過失の有無と、善管注意義務違反の有無とは、事実上同一であると考えられているようである(潮見佳男『不法行為法Ⅰ〔第二版〕』(信山社、二〇〇九年)八頁、伊勢田〔前掲〕一一頁、川島いづみ「判批」〔金融・商事判例一三三〇号(二〇〇九年)一九頁注7。長畑周史「判批」横浜市立大学論叢社会科学系列七二巻一号(二〇二一年)一五〇～一五一頁も、善管注意義務違反の有無は、故意または過失があると評価されるかによる

ところ、過失の認定については、予見可能性の存在と結果回避の期待の有無が問題になると指摘される)。かかる理解によれば、本件のように、取締役の善管注意義務違反の有無の問題において、内部統制システム構築義務を論じる場合についても、結果の予見可能性および結果回避義務という枠組で判断することが肯定されよう。

(三) 内部統制システムの機能・有用性の評価

本判決は、Yが平成一九年不正会計につき、ヒアリング、関与者の処分、再発防止委員会の設置、本件システム導入などの措置を講じたこと、本件システム導入後、平成一九年不正会計の手法を用いた不正行為はできなくなったこと、本件不正会計と平成一九年不正会計は全く異なる要因に基づいて発生したことを認定したうえで、平成一九年の本件システム導入時点において、A社の内部統制システムは、通常想定される不正行為を防止し得る程度の機能または有用性を有していたとした。

日本システム技術事件最高裁判決も、取締役が不正行為を予見すべき特別な事情の例として、過去に同様の手法による不正行為があったことを挙げる。このように、過去事例との比較は、裁判所が内部統制システム構築義務違反を

判断する際の、一つの考慮要素になり得る（同業他社との比較など、それ以外の考慮要素への言及はないが、これはXによる主張がなかったためと推察される）。

先行評釈では、本件システム導入後、本件不正会計が行われた平成二〇年二学期以降もなお、A社の内部統制システムが通常想定される不正行為を防止し得る程度の機能または有用性を有していたか否かも、精査して審査すべきだったとの指摘がある（岡田〔前掲〕一三二頁）。この点、裁判所は、平成二〇年二学期以降、Yは本件不正会計の事実またはその兆候を知ることはず、社外監査役による監査体制や文書の保存体制等をさらに強化すべき状態にはなかったとした。

一般論として、不祥事の兆候を示す事実（いわゆる警告事実）が存在し、取締役がそれを認識し、または認識し得る場合には、当該取締役には、必要な調査を行い、損害回避または拡大防止のための措置をとる義務があると解される（伊勢田〔前掲〕一〇二、一一二頁）。

Yは、平成二五年二月頃、売上の不正計上を告発する匿名の手紙（以下「本件手紙」という）を受領した。そこで、本件手紙の受領が、本件不正会計の兆候を示す事実といえるか否かが問題となる。先行評釈には、これを不正の兆

候と評価するものや（長畑〔前掲〕一五二頁）、本件手紙の受領は不正会計の存在を疑わせるから、Yはその疑いについて調査しなければならないとするものがある（増田友樹「判批」私法判例リマックス六二二号〔二〇二一年〕九三頁）。本件手紙の内容については、売上の不適切な計上を告発するものであるというほかは、事実認定されていない。仮に、不正会計の具体的態様（手法や関与者）について、何ら記載されていないのであれば、Yが本件手紙により、本件不正会計の存在を具体的に予見することは期待できないだろう。それでも、本件手紙が売上の不適切計上を指摘している以上、何らかの態様による不正会計の存在を示唆するものと評価する余地はある。学説においては、不正の兆候が現れた場合には、取締役は、自ら、あるいは業務担当取締役らに調査させ、不正が発見されたら是正すべきであり、ここにいう不正の兆候には、不正が強く疑われる事情のみならず、それに至らない程度の「注意信号」も含まれるとの説明がある（遠藤元一「不正会計に対して取締役はどう対処すべきか」NBL一一七六号〔二〇二〇年〕一四頁、一三頁注一七）。かかる学説に鑑みると、本件手紙を「注意信号」と解したうえで、Yは事実関係を調査すべき義務、および不正が発見された場合には是正の義務を負

うと解する余地がある。

Yは本件手紙を受領した際に、Cに命じて事実関係の調査を行わせたが、Cから問題はなかった旨の虚偽の報告を受けた。裁判所は結論として、Yは本件不正会計の事実または兆候を知るには至らなかったと判示した。本件手紙が、本件不正会計の存在を、どの程度の強さで疑わせるものであったかは、明らかではない。その内容次第では、Cに調査させるにとどめたYの対応は、適切でなかった可能性がある(増田(前掲)九三頁)。そうであるならば、たとえば、Y自らE監査法人に照会し、または本件手紙の受領を、その内容とともに取締役会や監査役会に報告し、全社的に事実関係を調査すべきであったとの評価もありえよう。裁判所は、Yが本件不正会計の存在を知り得たか否かを判断するうえで、本件手紙の受領に際してYが講じた対応が、本件手紙の内容に鑑みて適切であったか否かについて、検討が必要だったのではなからうか。

さらに、CがYに行った報告の内容についても、精査すべきだったと思われる。信頼の原則が妥当する場面では、他の役職員が提供する情報については、それが誠実な職務執行の結果得られたものであると信頼することが許されるが、その情報が確実に正しいと信頼することが許されるわ

けではない(中村(前掲)九九―一〇〇頁)。取締役は、提供された情報の網羅性や信頼性の程度を踏まえて、自らの情報の確実性を評価しなければならず、不審な点があれば質問し、再調査を命じるなどの作業が必要である(中村(前掲)一〇〇頁)。仮に、CがYに行った報告が、単に問題はなかったとの結論をいうのみであるとか、当該結論に至る根拠が不明確であるような場合には、当該報告は、Yが不正会計の存否を判断する材料としては不十分であるから、Yにはさらなる情報収集の義務があるといえよう。そうすると、YがCからいかなる報告を受けたのか、Yはその報告の確実性をどのように評価したのか、といった点について、踏み込んだ審査が必要だったのではなからうか。

以上のように、本件手紙の内容、およびそれに関してYが講じた事実関係の調査のあり方につき、より詳細な事実認定に基づく審査が必要であったと思われる。もともと、認定された事実関係の限りでは、本件不正会計の事実または兆候を知ることができず、Yには、本件不正会計に対応できるように、内部統制システムを強化すべき義務はなかったとの結論が導かれよう。そうすると、A社の内部統制システムが通常想定される不正行為を防止し得る程度の機能または有用性を有していたとの評価は、平成二〇年二

月期以降に、本件不正会計が行われた当時にも妥当するといえる。

#### 四 違法配当責任の成否（判旨（3））

判旨（3）は、Yが本件不正会計の事実を知らなかったこと、公認会計士または税理士である三名の社外監査役を含む四名の監査役が監査にあたっており、Yは会計監査人であるE監査法人からも、監査に問題があるなどの報告を受けたことがなかったこと、および経営分析会議でYに報告された売上高等の数値は改ざんされたものであったことを認定したうえで、財務会計を含む管理業務をCに委ねて新規事業の立ち上げに注力していたYが、監査役会や監査法人の監査を経た財務諸表等に基づいて作成された配当議案等に経理上の不正があることを発見することは困難であったとして、Yには、本件剰余金の配当等が分配可能額を超えることについての注意義務違反はなかったと判示した。

三（三）で述べたとおり、本件手紙の内容や、それに関してYが行った調査のあり方については、より詳細な審査が必要だったと思われる。もっとも、認定事実の限りでは、A社の内部統制システムは、本件不正会計が行われた当時、

通常想定される不正行為を防止し得る程度の機能または有用性を有していたと評価でき、かつ、Yが本件不正会計の事実または兆候を知り得べき特段の事情も存在しない。そうであれば、Yは財務担当取締役であるCの職務執行や、監査役・会計監査人による監査結果を、適法なものとして信頼することが許されると思われる。また、このように解することは、前掲三洋電機事件判決とも整合的である。本判決が、Yは「その職務を行うについて注意を怠らなかった」（会社法四六二条二項）とした点には賛成できる。

なお、Yが財務会計を含む管理業務をCに委ねて新規事業の立ち上げに注力していたことを、責任を否定するファクターに含めていることの説得力はやや疑わしいとの指摘がある（弥永〔前掲〕一二〇頁）。しかし、本件裁判所がこの点を述べたのは、各取締役の担当業務が分かれており、他の取締役の職務執行について一定の信頼を認める必要があることを確認する趣旨であり、責任を否定するファクターとして判示したわけではないと思われる（信頼の原則を認める必要がある場面につき、落合誠一〔稿〕同〔編〕『会社法コンメンタール8』〔商事法務、二〇〇九年〕二二八頁参照）。

〔付記〕

本判決の評釈としては、本文に挙げたもののほか、岩田合同法律事務所・商事法務二二八八号（二〇一九年）五五頁、宮崎裕介Ⅱ永江亘〔稿〕同ほか「2019判例回顧と展望 商法」法律時報九二巻六号（二〇二〇年）一一五―一二六頁、加藤新太郎・NBL一一九三号（二〇二一年）七〇―七三頁がある。

本研究は、潮田記念基金による慶應義塾博士課程学生研究支援プログラムの補助、および公益財団法人升本学術育英会による研究助成を受けて行われた。

大島 一輝